

平成25年10月 7日

報道関係者 各位

島原市がまだす地域づくり補助金事業の募集について

標記のことにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業の趣旨

市では、市民自らが考え実践する地域づくりを積極的に推進するため、市民団体などが、自主的・主体的に企画し、実施する地域づくりに関する大会やイベント事業等を応援するため「島原市がまだす地域づくり補助金」を交付します。

2. 対象となる事業

次のすべてに該当する事業です。

- (1) 市民の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業
- (2) 市内で実施される事業（関連事業の市外での実施も可とする）
- (3) 年度内（平成26年3月31日まで）に完了する事業
- (4) 新たに又はステップアップを目指して実施する事業

3. 補助金の額

- (1) 一般枠…補助対象経費の2分の1以内の額で、1事業につき50万円を限度額とします
- (2) 簡易枠…補助対象経費の2分の1以内の額で、1事業につき10万円を限度額とします  
※簡易枠は内部審査とし手続きを簡素化  
※1団体につき1事業とし、予算の範囲内での交付となります。

4. 補助を受ける団体の要件

次のすべてに該当する団体です。

- (1) 公益的な活動を行っている、又は行おうとしている団体
- (2) 主たる活動の場が市内にある団体
- (3) 5人以上で構成されている団体で、かつ、構成員の半数以上が、市内に住所、勤務先を有し、主たる構成員である団体
- (4) 代表者が明らかであり、当該団体の設置の趣旨及び活動の目的が定められた規約又は会則等を備え、予算及び決算等の会計処理が明確な団体

5. 受付期間

- (1) 一般枠…平成25年10月31日（木）まで
- (2) 簡易枠…随時応募を受け付けます

6. 申請手続き

申請には、所定の申請書のほか関係書類が必要となります。応募を希望される団体は、事前にご相談ください。



有明海にひらく湧水あふれる  
火山と歴史の田園都市 島原

担当：政策企画グループ

地域振興班 北岡、山口

電話：0957-63-1111（内線146）

E-mail：seisaku@city.shimabara.lg.jp